

決議X.7

2009－2012年における
ラムサール条約小規模助成基金の最大限の活用

1. 当初、決議IV.3（1990年）により設置された湿地保全基金を、「湿地保全及び賢明な利用のためのラムサール条約小規模助成基金（SGF）」と名称を変更し、その運営を見直し、資金供与の水準について勧告を行った決議VI.6（1996年）を**想起し**、
2. 1991年の創設以来、SGFが53の途上国及び市場経済移行国において203の小規模プロジェクトに総額7,600万スイスフランの資金を提供したことに**喜びをもって留意し**、
3. 長年にわたってSGFに任意拠出を行ってきた締約国と機関に**心からの感謝の意を表し**、
4. 2006－2008年の3年間の任意拠出水準では、17のプロジェクトに資金を供与したにとどまり、これ以外に適格の締約国から提出された77の有益なプロジェクト案に対しては、深刻な資金不足のために資金を供与できなかったことに**憂慮しつつ留意し**、
5. 各年のSGF評価サイクルに続き、資金提供を受けていない有益なプロジェクトを別の援助機関に提示することを通じて、潜在的援助機関の現行範囲を拡大するという常設委員会の希望を**認識し**、
6. ラムサール条約事務局のプロジェクト評価プロセスを向上させる取り組み、SGFの支援を受けたプロジェクトの管理とモニタリングを向上させる取り組み、SGFへの資金調達の取り組みを**賞賛し**、
7. 地域支援基金の設置を含め、SGFを支援するさらに堅固な仕組みを確立するための新たな提案をCOP10に行うことを常設委員会に要請した決議IX.13（2005年）を**想起し**、

締約国会議は、

8. 「湿地保全及び賢明な利用のためのラムサール条約小規模助成基金（SGF）」は、途上国、特に小島嶼開発途上国及び市場経済移行国において条約の実施を促進するためのきわめて有用な仕組みであり続けなければならないという確信を**再確認する**。
9. ラムサール条約のSGFが利用できる資源を年間100万スイスフランに増額すべきであるとの確信を改めて**表明し**、先進締約国に対し、SGFへの自主的な寄付を行い、毎年の資金拠出のサイクルに合わせてこの目標を達成することができるように他の機関にも支援を要請するよう**促す**。
10. 条約事務局に対し、SGFの資金供与について評価を受けて承認されたものの、用途を限定しないSGF資金が不足しているために資金を供与できなかったプロジェクト案をまとめて、低コストで魅力的な「小規模プロジェクトポートフォリオ（SPP）」とし、用途を限定しないSGF資金の中から常設委員会によって年間のSGFの配分が行われ次第、常設委員会の財政小委員会を通じて承認された締約国の優先事項に従って、このポートフォリオを、ラムサール条約のウェブサイトに掲載することなどにより、従来からSGFを支援している主体に加えて新たな援助機関となりうる機関ができるだけ広くポートフォリオの情報を得られるようにするよう**指示する**。

11. 小規模助成基金に対する用途を限定しない任意拠出ができないすべての潜在的援助機関に対し、各年の有用なプロジェクトに対する総資金提供件数を最大にするために、「ラムサール条約小規模プロジェクトポートフォリオ」に記載されたプロジェクトへの資金供与に加わるよう**奨励する**。
12. SGF のために、GEF など他の国際的な資金供与制度の中で可能な地域的な資金支援を促進する仕組みとして、ラムサール条約シグネチャー・イニシアティブの立案を進め、立案後、検討のために COP に提案するよう**要請する**。
13. 上記第 12 項が完了するまで、ラムサール条約事務局に対し、財政小委員会とともに、条約の小規模助成基金の運営に関連するシグネチャー・イニシアティブの策定と準備について、締約国への助言を作成するよう**指示する**。
14. 上記第 12 項が完了するまで、決議VI.1（1996 年）において定められた条約の地域グループ（会期間の地域会合を通じて定められたものを含む）に対し、シグネチャー・イニシアティブを地域的に特定した優先事項に取り組む地域規模のプロジェクトとして認識するよう**奨励する**。
15. 締約国に対し、援助機関と連携して、このような提案に対する資金源の特定を支援するよう**同じく奨励する**。
16. 潜在的援助機関に対し、小規模助成基金に自主的な寄付を行うため、資金供与の機会が生じた場合には随時ラムサール条約事務局に連絡するよう、また、上記のような用途を限定しない資金供与が不可能な場合には、当初 SGF に提案された特定のプロジェクトで小規模プロジェクトポートフォリオに含まれているものに対して資金を供与するよう、**重ねて奨励する**。
17. ラムサール条約事務局に対し、ラムサール条約小規模助成基金、プロジェクトポートフォリオ、シグネチャー・イニシアティブを組み合わせたプロジェクト資金供与戦略の機能と成果について、各締約国がこれらの仕組みの運用を検討する機会を確実にもてるようにするため、第 11 回締約国会議に報告するよう**指示する**。